

発大監第23号  
平成25年8月29日

大山町長 森田増範様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

### 平成24年度大山町水道事業会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成24年度大山町水道事業会計決算書及び関係書類を審査したので、下記のとおり意見を付します。

#### 記

#### 1. 審査の概要

平成25年7月5日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について、検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めた。

#### 2. 審査した書類

- (1) 平成24年度大山町水道事業会計決算書
- (2) 平成24年度大山町水道事業会計決算付属書類

#### 3. 収益的収入支出及び利益の状況

(%は前年度比)

| 区分 | 平成22年度  |       | 平成23年度  |       | 平成24年度  |       | 3カ年の<br>平均収支  |
|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------------|
|    | 千円      | %     | 千円      | %     | 千円      | %     |               |
| 収入 | 225,947 | 100.8 | 228,785 | 101.3 | 226,126 | 98.8  | 千円<br>226,953 |
| 支出 | 208,159 | 99.7  | 205,838 | 98.9  | 206,204 | 100.2 | 千円<br>206,734 |
| 利益 | 17,788  | 115.8 | 22,947  | 129.0 | 19,922  | 86.8  | 千円<br>20,219  |

(消費税抜き)

#### 4. 資産内容

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 固定資産未償却残高 | 4,927,963,084 円 |
| (2) 流動資産の明細   |                 |
| 現金預金          | 160,843,365 円   |
| 未収金           | 20,366,916 円    |
| 貯蔵品           | 662,956 円       |
| (3) 企業債未償還残高  | 1,389,839,606 円 |

#### 5. 業務内容

| 年度<br>区分                  | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 前年度対比    |
|---------------------------|-----------|-----------|----------|
| 年度末給水人口 (人)               | 15,251    | 15,139    | △ 112    |
| 年度末給水栓数 (栓)               | 5,565     | 5,685     | 120      |
| 年間総配水量 (m <sup>3</sup> )  | 1,799,893 | 1,788,789 | △ 11,104 |
| 日平均配水量 (m <sup>3</sup> )  | 4,918     | 4,901     | △ 17     |
| 年間有収水量 (m <sup>3</sup> )  | 1,509,271 | 1,480,104 | △ 29,167 |
| 日平均有収水量 (m <sup>3</sup> ) | 4,124     | 4,055     | △ 69     |
| 有収率 (%)                   | 83.9      | 82.7      | △ 1.2    |

#### 6. 結び

本年度の収益的収支における総収益は、226,126,815 円、総費用は、206,204,351 円で、当年度の純利益は、19,922,464 円となり、前年度繰越欠損金 19,309,714 円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は、612,750 円となっている。

水道使用料未収金は、平成 24 年度末現在で 20,366,916 円である。不能欠損処分を執行したことで、前年度に比べ 4,249,163 円減少しているが、今後も引き続き徴収対策に一層努力されたい。

企業債の償還は、財政状況や国の制度を鑑み、借入利率の高い起債の借り換えや繰上償還を行うなど、有利な償還方法を検討されたい。

水道料金統一も年次的にその取り組みが進められているが、今後も水量の安定的確保や、施設の適正な維持管理に努め、町民の安心・安全に寄与されたい。

また、地方公営企業法の独立採算制の趣旨を踏まえ、会計の安定化及び健全化に向けても、なお一層努力されたい。